令和２年生駒市教育委員会

第５回定例会　議案

令和２年５月２５日

生 駒 市 教 育 委 員 会

令和2年生駒市教育委員会（第5回）定例会議案目録

議案番号	議　　案　　名	項
報告第12号	臨時代理につき承認を求めることについて（令和2年生駒市議会第4回（5月）臨時会提出議案の意見について）	1
報告第13号	令和2年生駒市議会第3回（4月）臨時会提出議案の結果について	7
報告第14号	令和2年生駒市議会第4回（5月）臨時会提出議案の結果について	8
議案第21号	令和2年生駒市議会第5回（6月）定例会提出議案の意見について	9
議案第22号	生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	20
議案第23号	生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	21

報告第１２号

臨時代理につき承認を求めることについて

（令和２年生駒市議会第４回（５月）臨時会提出議案の意見について）

令和２年生駒市議会第４回（５月）臨時会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第５条第２号の規定により、令和２年５月１４日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和２年５月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

【提出議案】

・令和２年度生駒市一般会計補正予算（第２回）

第　２　表　債　務　負　担　行　為　補　正

追加　　［単位　千円］

事　　項	期　　間	限　度　額
モバイルWi-Fiルータ通信契約	令和３年度	１，６６０

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　入

(款)　15 国庫支出金

(項)　2 国庫補助金

[単位　千円]

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
1 総務費国庫補助金	56,175	232,248	288,423	1 総務管理費補助金	232,248	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 民生費国庫補助金	12,328,590	170,490	12,499,080	2 児童福祉費補助金	170,490	保育対策総合支援事業費補助金 13,000 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 152,570 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 4,920
6 教育費国庫補助金	86,290	8,000	94,290	4 幼稚園費補助金	4,000	教育支援体制整備事業費補助金
				5 保健体育費補助金	4,000	学校保健特別対策事業費補助金
計	12,646,580	410,738	13,057,318			

(款)　21 諸収入

(項)　4 雑入

[単位　千円]

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
4 雑入	1,017,153	△ 192,889	824,264	3 学校給食材料費徴収金	△ 192,889	
計	1,018,374	△ 192,889	825,485			

歳　　出

（款）　3 民生費

（項）　2 児童福祉費

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 児童福祉総務費	2,873,521	168,490	3,042,011	168,490 (国補) 168,490				1 報酬	750	パートタイム会計年度任用職員
								4 共済費	129	社会保険料等
								8 旅費	49	費用弁償
								10 需用費	48	消耗品費 37 印刷製本費 11
								11 役務費	1,791	通信運搬費 90 手数料 1,701
								12 委託料	2,153	児童手当システム等委託料
								18 負担金補助及び交付金	11,000	私立保育所運営費補助金
								19 扶助費	152,570	臨時特別給付金
3 保育所費	1,010,760	2,000	1,012,760	2,000 (国補) 2,000				10 需用費	2,000	消耗品費
4 母子父子福祉費	343,734	9,566	353,300	9,566 (国補) 9,566				11 役務費	66	通信運搬費
								12 委託料	500	児童扶養手当システム委託料
								19 扶助費	9,000	臨時特別給付金
計	6,867,915	180,056	7,047,971	180,056						

(款)　8 教育費

(項)　2 小学校費

[単位　千円]

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 学校管理費	308,063	7,490	315,553	7,490 (国補) 7,490				10 需用費	3,340	消耗品費
								13 使用料及び賃借料	4,150	情報システム使用料
計	418,467	7,490	425,957	7,490						

(款)　8 教育費

(項)　3 中学校費

[単位　千円]

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 学校管理費	198,385	7,210	205,595	7,210 (国補) 7,210				10 需用費	3,060	消耗品費
								13 使用料及び賃借料	4,150	情報システム使用料

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
計	319,856	7,210	327,066	7,210						

（款）　8 教育費

（項）　4 幼稚園費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 幼稚園費	800,193	4,000	804,193	4,000 (国補) 4,000				10 需用費	4,000	消耗品費
計	800,493	4,000	804,493	4,000						

（款）　8 教育費

（項）　6 保健体育費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 保健体育総務費	99,510	8,000	107,510	8,000 (国補) 8,000				10 需用費	8,000	消耗品費
4 学校給食材料費	548,496	△ 88,158	460,338	104,731 (国補) 104,731		△192,889 (諸) △ 192,889		10 需用費	△ 88,158	賄材料費
計	1,536,578	△ 80,158	1,456,420	112,731		△192,889				

報告第１３号

令和２年生駒市議会第３回（４月）臨時会提出議案の結果について

令和２年生駒市議会第３回（４月）臨時会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第６条第１号の規定により、次のとおり報告する。

令和２年５月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

【提出議案】

・生駒市立小・中学校校内ＬＡＮ整備業務契約の締結について

【審議経過】

令和２年４月２７日　開会

令和２年４月２７日　市民文教委員会

令和２年４月２７日　再開

【結果】

原案のとおり可決

報告第１４号

令和２年生駒市議会第４回（５月）臨時会提出議案の結果について

令和２年生駒市議会第４回（５月）臨時会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第６条第１号の規定により、次のとおり報告する。

令和２年５月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

【提出議案】

・令和２年度生駒市一般会計補正予算（第２回）

【審議経過】

令和２年５月１８日　開会

令和２年５月１８日　予算委員会（市民文教分科会）

令和２年５月２０日　予算委員会

令和２年５月２２日　再開

【結果】

原案のとおり可決

議案第２１号

令和２年生駒市議会第５回（６月）定例会提出議案の意見について

令和２年生駒市議会第５回（６月）定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和２年５月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

【提出議案】

・令和２年度生駒市一般会計補正予算（第３回）

・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　入

（款）　13 分担金及び負担金

（項）　1 負担金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
2 民生費負担金	124,457	△ 10,267	114,190	2 児童福祉費負担金	△ 10,267	私立保育所保護者負担金
計	151,350	△ 10,267	141,083			

（款）　14 使用料及び手数料

（項）　1 使用料

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
2 民生使用料	70,106	△ 6,138	63,968	2 児童福祉使用料	△ 6,138	市立保育所保育料
計	404,974	△ 6,138	398,836			

（款）　15 国庫支出金

（項）　1 国庫負担金

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
1 民生費国庫負担金	4,797,543	19,457	4,817,000	2 児童福祉費負担金	19,457	保育所運営費負担金
計	4,805,679	19,457	4,825,136			

(款)　15 国庫支出金

(項)　2 国庫補助金

[単位　千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	288,423	60,342	348,765	1 総務管理費補助金	60,342	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
6 教育費国庫補助金	94,290	199,845	294,135	2 小学校費補助金	135,585	公立学校情報機器整備費補助金
				3 中学校費補助金	64,260	公立学校情報機器整備費補助金
計	13,057,318	260,187	13,317,505			

(款)　16 県支出金

(項)　1 県負担金

[単位　千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	1,955,115	9,728	1,964,843	2 児童福祉費負担金	9,728	保育所運営費負担金
計	1,979,944	9,728	1,989,672			

（款）　21 諸収入

（項）　4 雑入

［単位　千円］

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 雑入	824,264	△ 2,886	821,378	4 雑入	△ 2,886	保育園児給食費 △ 2,645 幼稚園児給食費 △ 241
計	825,485	△ 2,886	822,599			

歳　　出

（款）　3 民生費

（項）　2 児童福祉費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　　分	金　　額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 児童保育費	2,400,729	18,540	2,419,269	29,185 (国負) 19,457 (県負) 9,728		△10,267 (負) △ 10,267	△378	18 負担金補助及び交付金	18,540	利用者負担額還付負担金
計	7,047,971	18,540	7,066,511	34,325		△19,050	3,265			

(款)　8 教育費

(項)　1 教育総務費

[単位　千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 教育委員会費	303,613	△ 389	303,224				△389	3 職員手当等	△ 364	
								4 共済費	△ 25	特別職職員共済組合負担金
計	324,386	△ 389	323,997				△389			

(款)　8 教育費

(項)　2 小学校費

[単位　千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 学校管理費	315,553	242,618	558,171	135,585 (国補) 135,585			107,033	7 報償費	△ 90	謝礼
								10 需用費	17,388	消耗品費 19,888 光熱水費 △ 2,500
								13 使用料及び賃借料	△ 680	施設使用料
								17 備品購入費	226,000	情報教育用備品
計	425,957	242,618	668,575	135,585			107,033			

(款)　8 教育費

(項)　3 中学校費

[単位　千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 学校管理費	205,595	114,080	319,675	64,260 (国補) 64,260			49,820	10 需用費	6,930	消耗品費 9,430 光熱水費 △ 2,500

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
								17 備品購入費	107,150	情報教育用備品
計	327,066	114,080	441,146	64,260			49,820			

（款）　8 教育費

（項）　5 社会教育費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
2 生涯学習施設費	444,542	8,202	452,744	4,800 (国補) 4,800			3,402	12 委託料	8,202	維持管理業務委託料
3 図書館費	329,852	2,265	332,117	1,326 (国補) 1,326			939	10 需用費	1,000	消耗品費
								12 委託料	770	図書館システム等業務委託料
								13 使用料及び賃借料	495	情報システム使用料
計	985,694	10,467	996,161	6,126			4,341			

（款）　8 教育費

（項）　6 保健体育費

［単位　千円］

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 保健体育総務費	107,510	△ 4,488	103,022				△4,488	10 需用費	△ 279	消耗品費 △ 130 印刷製本費 △ 149
								12 委託料	△ 3,767	東京2020開催記念事業委託料 生駒山スカイウォーク実施委託料
								13 使用料及び賃借料	△ 255	機材借上料

								18 負担金補助及び交付金	△ 187	東京2020コミュニティライブ映像制作協力金
2 体育施設費	261, 696	32, 165	293, 861	18, 825 (国補) 18, 825			13, 340	12 委託料	32, 165	各体育施設管理運営委託料
3 学校給食センター運営費	626, 876	29, 500	656, 376				29, 500	12 委託料	29, 500	設計委託料
計	1, 456, 420	57, 177	1, 513, 597	18, 825			38, 352			

議案第　48　号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和２年６月５日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年１２月生駒市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項中「指定都市」の次に「若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　49　号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和２年６月５日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年１２月生駒市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第６条第４項を次のように改める。

４　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)　市長が、法第２４条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2)　家庭的保育事業者等による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第６条第５項中「前項」の次に「（第２号に係る部分に限る。）」を加える。

第３７条第４号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　50　号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和２年６月５日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年１２月生駒市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第４２条第４項を次のように改める。

４　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。

(1)　市長が、児童福祉法第２４条第３項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2)　特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第４２条第５項中「前項」の次に「（第２号に係る部分に限る。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第２２号

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和２年５月２５日提出

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号の次に次の１号を加える。

(5)の２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の５第１項に規定する学校運営協議会の設置に関すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第２３号

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和２年５月２５日提出

生駒市教育委員会
教育長　中　田　好　昭

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和３１年４月生駒市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、校長が教育上必要があると認める場合において、あらかじめ生駒市教育委員会（以下「委員会」という。)の承認を受けたときは、この限りでない。

第３条第２項中「生駒市教育委員会（以下「委員会」という。)」を「委員会」に改める。

附則を次のように改める。

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（令和２年度の特例）

２　令和２年度に限り、第２条の規定の適用については同条中「８月２４日」とあるのは「８月１６日」と、「８月２５日」とあるのは「８月１７日」とし、第３条第１項第３号の規定の適用については同号中「７月２１日から８月２４日まで」とあるのは「８月１日から同月１６日まで」とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。